

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

新座都市計画道路三・四・十号放射七号線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

新座市栗原一丁目、三丁目及び六丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市都市整備部

まちづくり計画課

四 縦覧期間

平成二十九年十一月七日から平成二十九年十一月二十一日まで